

官報

編集・印刷
独立行政法人国印印刷局

目次

(告示)

- 電子署名及び認証業務に関する法律
第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件
(総務・法務・経済産業一三)
- 日本国に帰化を許可する件
(法務二八四)
- タジク湾海上輸送力増強計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三一一)
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約へのボツワナ共和国の加入に関する件(同三二二)
- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約のトーゴ共和国による批准に関する件(同三二四)
- 関税協理理事会を設立する条約へのペリリーズの加入に関する件
(同三一五)
- ベナン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(同三一六)

- 貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三一七)
- 国税通則法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者を指定する件の一部を改正する件(国税庁一七)
- 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令附則第二条及び第三条の農林水産大臣が指定する地域を指定する件の一部を改正する件(農林水産八五七)
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件(同八五八)
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(同八五九)
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件の一部を改正する件(同八六〇)
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件(経済産業一一八)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件
(同一一九)
- 地方税法施行規則附則第六条第三十二項に規定する経済産業大臣の行う証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する件(同一二〇)

○旅行業法の規定に基づく業務の休廃止の件(国土交通六八四)	五
○航路標識に関する件 (海上保安庁一五四一六〇)	五
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 (環境五四)	七
○浄化槽の型式を認定した件 (関東地方整備局二五七二五九)	九
○道路に関する件 (四国地方整備局五七)	九
[国会事項]	
[人事異動]	
法務省 財務省 京都市 堺市	二〇
[叙位・叙勲]	二〇
[皇室事項]	二
[官庁報告]	
官庁事項	
水防活動用洪水予報及び警報の開始について(気象庁)	二
法務	
公証人任免(法務省)	三
[公告]	
諸事項	
官庁 押収物還付、財団、金融商品取引業者に対する行政処分関係	三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

位名 所 在 地 積丹岬無線方位信号所
 北 所 在 地 北海道松前郡松前町(松前灯台の北西方約四〇〇メートル)
 東 経緯 四一―二五―二〇
 北 緯 一四〇―〇五―一三
 変更した事項 業務休止
 変更年月日 平成二十年四月十日
 記 一時変更

位名 所 在 地 積丹岬無線方位信号所
 北 所 在 地 北海道積丹郡積丹町(積丹岬)
 東 経緯 四三―二二―一三
 北 緯 一四〇―二八―〇〇
 変更した事項 業務休止
 変更年月日 平成二十年四月十日
 記 一時変更

変更した事項 海上保安庁告示第百六十号
 所 在 地 山口県下関市(六連島北崎)
 北 所 在 地 山口県下関市(六連島北崎)
 東 経緯 三三一―五八―四一
 北 緯 一三〇―一五―二〇四
 海上保安庁長官 岩崎 貞一
 佐多岬無線方位信号所
 所 在 地 鹿児島県肝属郡南大隅町(佐多岬灯台)
 北 所 在 地 鹿児島県肝属郡南大隅町(佐多岬灯台)
 東 経緯 三〇―一五―九一
 北 緯 一三〇―三九―四二
 廃止年月日 平成二十年四月十一日

海上保安庁告示第百六十号
 航路標識の廃止について、航路標識法(昭和十四年法律第九十九号)第六条の規定により、次のように告示する。
 平成二十年六月二日

環境省告示第百五十四号
 昭和四十六年三月農林省告示第百四十六号(農業取締法第三十一条第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農業取締法保留基準(平成十八年十二月環境省告示第百四十三号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
 平成二十年六月二日
 環境大臣 鴨下 一郎
 表2―モンチアンロール2―イルオキシノーメチルアセトアニリド(別名メフエナセツト)の項の次に次のように加える。

1―ナフトリン酢酸ナトリウム	9,600µg/1
(RS)―2―〔4, 6―ジメトキシピリミジン―2―イル〕(ピロロキシン)メチル―1―1―ジフルオロ6―1―メトキシメチル)スルホニリド(別名ピリミナルブテン)	20µg/1
4, 5, 6, 7―テトラクロロフタリド(別名フサライド)	87µg/1
1―〔3―〔4, 6―ジメトキシピリミジン―2―イルカルバセイル〕スルホニリド〕―2―ピリジリル〕―2―フルオロプロピルメトキシアセト(別名フルセトスルプロソ)	7,900µg/1
1―〔4―クロロ―3―(2, 2, 3, 3―ペンタフルオロプロポキシメチル)フエニル〕―5―フエニル―1, H―1, 2, 4―トリアゾール―3―カルボキサイド(別名フルボキサド)	230µg/1
S―ベンジル=ジプロピルチオカルバト(別名プロムルボカルブ)	49µg/1
3―フェノキシベンジル=(1RS, 3RS)―(1RS, 3SR)―3―〔2, 2―ジクロロピニル〕―2, 2―ジメチルシクロプロパンカルボキシアート(別名ペルメトリン)	0.17µg/1
2―〔4―(2, 4―ジクロロ―4―トルオイル)―1, 3―ジメチルピラゾール―5―イルオキシ〕―4―メチルアセトフェノソ(別名ペンソフェナツツ)	37µg/1

2―(4―クロロフエニル)―N―〔3―メトキシ―4―(プロパー2―イルオキシ)フエニル〕―2―(プロパー2―イルオキシ)アセトアニリド(別名ベンジプロピニド)	680µg/1
(10E, 14E, 16E, 22Z)―(1R, 4S, 5'S, 6'R, 6'R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)―21, 24+ジクロキシ―12―〔(2Z)―2―メトキシイミノ〕―2―フェニルアセトキシ〕―5', 6', 11, 13, 22―ペンタメチル―3, 7, 19―トリオキサトラシク〔15, 6, 1. 1. 4. 8 O ₂ 〕〕ベンジコカ―10, 14, 16, 22―トリオキサチン(A3)及び(10E, 14E, 16E, 22Z)―(1R, 4S, 5'S, 6'R, 6'R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)―6'―エチル―21, 24―ジクロキシ―12―〔(2Z)―2―メトキシイミノ〕―2―フェニルアセトキシ〕―5', 6', 11, 13, 22―ペンタメチル―3, 7, 19―トリオキサトラシク〔15, 6, 1. 1. 4. 8 O ₂ 〕〕ベンジコカ―10, 14, 16, 22―トリオキサチン(A4)の混合物(別名レビメクサチン)	0.063µg/1

○関東地方整備局告示第百五十七号
 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項の規定に基づき、平成二十年五月十六日付けをもちつた次のように工場の浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。
 平成二十年六月二日
 関東地方整備局長 北橋 建治

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目6番18号 鐵西原ネオ 取締役社長 久木原 徹
工場の所在地及び名称	山梨県笛吹市八代町南4724番地 山梨ニューマテリアル協業組合 山梨工場
認定番号	浄 化 槽 の 名 称
3―08―H―009	ネオ浄化そう MCB―I型

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合し、流量調整に兼気濾床、担体流動ばつ気および沈殿濾過を組合せた方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目6番18号 鐵西原ネオ 取締役社長 久木原 徹
工場の所在地及び名称	山梨県笛吹市八代町南4724番地 山梨ニューマテリアル協業組合 山梨工場
認定番号	浄 化 槽 の 名 称
3―08―H―010	ネオ浄化そう MCB―II70型
" 010―1	MCB―II80型
" 010―2	MCB―II90型
" 010―3	MCB―II100型
" 010―4	MCB―III105型
" 010―5	MCB―III120型
" 010―6	MCB―III135型
" 010―7	MCB―III150型

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合し、流量調整に兼気濾床、担体流動ばつ気および沈殿濾過を組合せた方式